

第 2 2 期  
大分海区漁業調整委員会

第 2 回委員会

議 事 録

開催日時 令和 3 年 5 月 2 0 日 (木) 午前 1 0 時

開催場所 大分市府内町 1 丁目 5 番 3 8 号  
コンパルホール多目的ホール



第22期大分海区漁業調整委員会第2回委員会議事録

1. 開催日時 令和3年5月20日(木) 午前10時00分
2. 開催場所 コンパルホール多目的ホール
3. 出席委員 小野 眞 一 (会長、議長)  
阿部 貴 史  
藤本 昭 夫  
齋藤 信 二  
須川 直 樹  
渡邊 英 敏  
疋田 一 則  
清家 皆 一  
山本 勇  
小野 裕 佳  
濱田 貴 史  
森崎 真 吾  
山尾 和 久  
本庄 新
- 欠席委員 阿部 義 広
- 事務局 大塚事務局長、大石事務局次長、三ヶ尻主幹、大竹主任
- 農林水産部 景平審議監
- 漁業管理課 高野課長、甲斐主任
- 水産振興課 大屋課長、倉橋課長補佐、安部主任
- 臨席者 大分県漁協上浦支店 福泉健二、大浜昭人、(株)アクア  
ファーム 内藤信二、北部振興局 岩野英樹、東部振興局  
平澤敬一、中部振興局 安樂康宏
4. 議事録署名委員 阿部貴史委員、齋藤信二委員

## 5. 協議事項及び審議の結果

- 第1号議案 区画漁業権の条件変更について  
審議の結果 異議のない旨答申することにした
- 第2号議案 区画漁業権の設定に伴う海区漁場計画案の作成について  
審議の結果 異議のない旨答申することにした
- 第3号議案 知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について  
審議の結果 異議のない旨答申することにした
- 第4号議案 知事管理漁獲可能量の設定について  
審議の結果 異議のない旨答申することにした
- 第5号議案 大分県資源管理方針の変更について  
審議の結果 異議のない旨答申することにした
- 第6号議案 別府湾南部海域における「まきえ船釣り等」の承認について  
審議の結果 原案のとおり承認した

## 6. 審議概要

- 事務局長 それではただいまから、第22期第2回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。本日の進行をさせていただきます事務局長の大塚でございます。よろしくお願いいたします。
- はじめに本日の出席委員数をご報告いたします。定員15名中14名の委員さんが出席しておられますので、漁業法第145条の規定により、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。
- それでは、はじめに景平農林水産部審議監からごあいさつを申し上げます。

景平審議監 ( あいさつ )

- 事務局長 ありがとうございます。  
景平審議監は所用のため、ここで退席させていただきます。

それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程第5条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、小野会長に以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

- 議長 議事に入ります前に、議事録署名委員を決めたいと思います。阿部貴史委員と齋藤委員にお願いします。

続きまして議事に入ります。

第1号議案の「区画漁業権の条件変更について」をお諮りします。事務局から提案理由を説明してください。

事務局次長 議案書の4ページをご覧ください。第1号議案「区画漁業権の条件変更について」です。

大分県漁協に対して免許されております区画漁業権区第3231号に付けられた条件の変更について、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。次のページが知事からの諮問文です。区第3231号は、クロマグロの養殖を目的とした第1種区画漁業権です。平成30年9月1日から令和5年8月31日までの5年間を存続期間として免許されており、免許の際に付けられた条件のうち「2の養殖用種苗に関する条件」により、現在、人工種苗専用の漁場として養殖が行われています。

県は、漁業権者である大分県漁業協同組合から養殖用種苗を人工種苗に限定する条件について削除するよう要望を受けたことから、天然種苗による養殖も可能となるよう条件変更を行おうとするものです。要望書の写しを7ページから9ページに添付しています。

議案書の6ページをご覧ください。区第3231号の条件変更（案）について説明します。左の欄が変更案、右の欄が現行の条件となります。

変更案の欄をご覧ください。新設する条件の2は、農林水産大臣の指示に基づき、生け簀の面積の上限等を設定するものです。条件の3は、天然種苗の「活込」を禁止する内容に変更します。他の漁場に活込まれた種苗を当漁場に導入する「移送」については、特に制限は設けず可能とします。

新設する条件の4は、種苗の導入後に確認しやすいよう天然種苗と人工種苗を同一の生け簀で養殖することを制限するものです。なお、明確に区別することができれば同一の生け簀で養殖することも可能とします。以上です。

議長 前回の委員会において、条件の変更については異議なしとの結論でした。本日、意見聴取を行いました。改めて変更案に対する意見や質問等はありませんか。

清家委員 ただし書き以降の記述は、漁業者から要望も出てないのに付ける必要は無いと思います。それは嘘をつく基になりますよ。人工

種苗じゃなくても誤魔化して入れるとかできるようになるわけですから。漁業者がそういった条件がほしいと言った時に付ければ良いだけだと思います。

議長 他の委員さんから何か意見がございましたらお願いします。

阿部貴史委員 基本的には別々の生け簀で養殖するが、将来的にはタグとかも考えられるとおっしゃっていましたので、現時点では将来的なことも考えてただし書きを入れるというのも十分理由があるかなと思っています。また、法文を書くときにはどうしても抽象的に書かざるを得ないので、そこは、実際の運用の所できちんと条件に従った養殖がされているのかを監視していくことで足りるのではないかなと思います。

議長 法文としては、細かく書けないところもあってただし書きを入れているような形です。清家委員も区別できるようになれば改正すれば良いのではないかと言う意見ですよね。他にご意見はございませんか。

須川委員 現行で人工種苗しかできない3231号の規定を変更後は天然種苗も生かせるように変えるということですよ。別々だったら可能ということですよ。それでしたらこの案が良いと思います。

議長 他に意見はございませんか。他に質疑もないようですので、挙手による採決を行おうと思います。区画漁業の条件変更について異議が無い方は挙手をお願いします。

委員一同 (12名が挙手)

議長 それでは、第1号議案については原案のとおり変更することについて異議のない旨知事に答申することといたします。

次に、第2号議案の「区画漁業権の設定に伴う海区漁場計画案の作成について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 第2号議案「区画漁業権の設定に伴う海区漁場計画案の作成について」を説明します。

10ページをお開きください。

区画漁業権について、新規4件を設定するため、免許の内容たるべき事項等を記載した海区漁場計画を樹立することについて、漁業法第64条第4項の規定に基づき、知事から本委員会に対して意見を求められたものです。11ページは、知事からの諮問文の写しです。

次に、12ページをお開きください。漁業権免許の流れです。漁業権の免許は、上段の海区漁場計画の作成と下段の免許の二段階の手続きで行われます。今回の諮問は、上段の海区漁場計画の作成のうち、網掛け部分の段階です。

昨年12月に施行された改正漁業法に基づく手続きとなりますが、旧漁業法の手続きと異なる点は、一番上の県が海区漁場計画を立案する段階で区画漁業権については、団体漁業権か個別漁業権かあらかじめ定めることと、2番目の利害関係人の意見聴取・結果公表を行うことです。

今回の区画漁業権については、県漁協からの要望に基づく海区漁場計画の作成であること、個別に免許するよりも団体に免許する方が漁場利用が円滑に行われ、漁業生産力の発展に資すると判断されることから県は団体漁業権としております。

また、利害関係人の意見聴取は、本委員会の開催に先立ち、県が当該海区漁場計画案に対するパブリックコメントを4月14日から5月14日まで募集しましたが、意見はなく異議を表明する人はいませんでした。

今後の手続きとしては、本委員会で異議ない旨が答申されますと、知事は海区漁場計画を決定し、6月末までに大分県報により公示します。その後、下段の免許の手続きに移り、免許を受けようとする者は、公示された申請期間中に知事に免許を申請します。知事は、申請者の適格性の審査を行い、本委員会に諮問した上で、免許するか否かを決定します。免許の流れについては以上です。

それでは、今回諮問のあった区画漁業権の内容について説明します。別添の資料②をご覧ください。

まず、1ページ目、新たなひじき養殖業の区画漁業権として、別府市上人ヶ浜の地先に区第1701号・第1702号を新たに設定いたします。こちらは、県漁協を通じて漁業者から要望があったもので、赤色の範囲が漁場区域ということになります。

当初は2区画をひとつとして設定する予定でしたが、現地調査等の結果、同区域に別府市が設置した魚礁があることが判明し、そこを避ける形で設定することとしました。

続いて、2ページ目、こちらと同じく別府市ですが、先ほど説明した区画の南、北石垣の地先に区第1703号・ひじき養殖業の区画漁業権を新たに設定します。先ほどの漁場と同様に、県漁協を通じて漁

業者から要望があったもので、赤色の範囲が漁場区域ということになります。

以上が、別府市に関する漁場でございました。

続いて、別の新規の漁場について、3ページ目をご覧ください。場所は佐伯市蒲江の「屋形島」の西側に、区第4553号・ひおうぎ貝養殖業の区画漁業権を新たに設定します。先ほどの漁場と同様に、県漁協を通じて漁業者から要望があったもので、赤色の範囲が漁場区域ということになります。

次に、海区漁場計画の告示案について説明します。

議案書に戻って13ページをご覧ください。新規免許4件に関する告示の文案です。

漁業法第62条第1項の規定により、海区漁場計画を定めたとして、同法第64条第6項の規定に基づき当該計画の内容、漁業の免許予定日等を公示します。定めた具体的な内容は、漢数字の一から四までの事項となっています。このうち、漢数字一の事項については、「別表のとおり」となっていますので、後ほど別表を見ながら内容を説明します。漢数字二の「保全沿岸漁場に関する事項」は「該当無し」で、漢数字三の「海区漁業調整委員会の意見の概要等」は、本委員会の答申結果を記載し、漁場図は大分県漁業管理課において縦覧に供することとしています。

続いて、漢数字四の「免許予定日及び申請期間」として、「免許予定日」は「令和3年10月1日」、「申請期間」は「令和3年7月1日から同月16日まで」としています。

それでは次の15ページをお開きください。告示の別表です。表の一番左の欄が告示の1「漁場計画番号」で、上の段2つが区第千7百1号及び第千七百二号の別府市上人ヶ浜の漁場、中段が区第千7百3号の別府市北石垣の漁場、最下段が区第4千5百53号の屋形島の漁場です。

以下、一番上の段を例に説明しますと、その右の欄からが告示の2の「免許の内容たるべき事項」となっています。表の左から二番目の欄が「漁業の種類及び名称」で、「第1種区画漁業・ひじき養殖業」です。次にその右の欄が「個別漁業権又は団体漁業権の別」で、「団体漁業権」です。その1つ右の欄が「漁業の時期」で、「1月1日から12月31日まで」の周年です。その1つ右の欄が「漁場の位置」で、「別府市上人ヶ浜の地先」です。その1つ右の欄が「漁場の区域」です。先ほど見ていただいた別添資料の図中の赤色で塗られた漁場の区域を「イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域」と表現しています。その右の欄で基点の位置を、さらにその右の欄でイ、ロハ、ニの各点の位置をそれぞれ特定しており、



これらの記載によって漁場の区域を区画できるようにしています。

次に、表の右から3つ目の欄が漁業権に付される「条件」です。他の区画漁業権の設定の例と同じように「海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。」という条件を付しています。

その右の欄が「関係地区」で、「別府市」です。最後に、一番右の欄が「存続期間」で、権利の存続期間は、免許の日から次の区画漁業権の一斉切替えの日までということで、「令和3年10月1日から令和5年8月31日まで」としています。

下段の区第千7百2号、区第千7百3号、区第4千5百53号についても、漁場の位置・区域や関係地区は異なりますが、その他の内容は上段と同様となっています。

最後に、資料にはございませんが、今回の別府市と屋形島の漁場の区域は、共同漁業権（共第17号及び共第45号）が設定されている区域内です。これらの漁業との調整については、県漁協別府支店と蒲江支店において区画漁業権設定について説明し、了承を得ていることから、漁場の利用をめぐる競合はなく、漁業調整上の問題はないと認められます。また、他の海面利用との関係では、屋形島の区第4553号の漁場付近に蒲江交通の運行する定期船の定期航路がありますが、あらかじめ同社からは、問題ない旨の同意書を得ています。その他公益上の支障の有無については、漁業管理課が大分海上保安部、別府市、佐伯市、漁港管理者など関係機関に協議し、特に公益上の支障について意見はない旨の回答を得ています。

以上のことから、知事としては、今回の区画漁業権については、免許の必要性があり、かつ、免許しても漁業調整その他公益上の支障を及ぼさないと考えているところです。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありました。ご意見、ご質問はありませんか。  
特にご意見もないようですので、第2号議案については、原案のとおり作成することについてご異議ありませんか。

委員一同 ( 異議なし )

議長 異議がないようですので、第2号議案については、原案のとおり異議ない旨を知事に答申するとこととします。

次に、第3号議案の「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について（諮問）」を審議いたします。事務

局から説明してください。

事務局長

議案書の16ページをお開きください。

第3号議案 知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間についてです。

小型機船底びき網漁業における手繰第2種こぎ網漁業及び手繰第3種なまこけた網漁業と、いか棒受け網漁業の許可を行うにあたり、制限措置と申請期間を定める必要があるため、漁業法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

また、許可の有効期間を、大分県漁業調整規則第15条第1項で定める期間よりも短い期間で許可することについて、同じく読み替えて準用する法第46条第2項に基づき、同様に意見を求められているものです。

17ページが知事からの諮問文です。

次のページをご覧ください。まず、1の「制限措置及び申請期間の公示制度の趣旨」についてです。

これは、漁業の許可の申請を受け付ける前に、あらかじめ制限措置及び申請期間を公示し、広く周知することにより、手続の透明化を図るものです。漁業法及び漁業調整規則の規定により、制限措置は、「①漁業種類 ②許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数 ③船舶の総トン数 ④推進機関の馬力数 ⑤操業区域 ⑥漁業時期 ⑦漁業を営む者の資格」に関し、定めることとされています。

次に、「2 本件公示の漁業の概要」です。記載している表の上段「小型機船底びき網漁業 手繰第2種こぎ網漁業」は、海底に沈めた網をひき、魚介類を袋網に追い込んでとる漁業で、主な漁獲対象種は「えび類、雑魚」です。今回公示に至った背景は、県漁協より許可の廃業に伴う新規許可の要望があったためです。

続いて、表の中段「小型機船底びき網漁業 手繰第3種なまこけた網漁業」についてです。これは、「けた」と呼ばれる鉄製の枠の付いた網を海底に沈めてひくことで海底に住む魚介類を採捕する漁業で、主な漁獲対象種は「なまこ」です。今回は、許可の有効期間満了に伴う公示となります。

続いて、表の下段「いか棒受け網漁業」についてです。これは、夜間、漁船に明かりを灯して海面を照らし、集まった魚介類を網ですくい取る漁法で、主な漁獲対象種は「いか」です。こちらは、漁業者からの要望に伴う公示となります。

次に、「3 本件公示の制限措置の内容」ですが、詳しくは実

際の公示案により説明します。

「小型機船底びき網漁業」について、20ページをお開きください。制限措置等に関する公示文です。漁業法及び漁業調整規則の規定に基づいて、制限措置及び申請期間を知事が定める旨を記載しています。

次の21ページからが、具体的な公示する制限措置の内容(案)として、制限措置等の内容を記載しています。

まず、表のいちばん左の欄の「漁業の種類」は、「小型機船底びき網漁業」で、その右の欄から具体的な制限措置の内容です。「漁業種類」は表の上段が「手繰第2種こぎ網漁業」で、それ以下が「手繰第3種なまこけた網漁業」となっています。

上段の「手繰第2種こぎ網漁業」について説明いたします。漁業種類の右の欄の「許可等をすべき船舶の数」は、今回廃業した船舶数に応じ、「1隻」です。その右の欄の「船舶の総トン数」は「5トン未満」、「推進機関の馬力数」は「48キロワット以下。旧漁船法の馬力数では15馬力以下」で従来どおりです。さらに右の欄の「操業区域」は、文言で表記するところとおりますが、23ページに図面を掲載しています。

「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は、従来どおり「1月1日から12月31日まで」の1年間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は、「佐伯市(弥生、本匠、宇目及び直川を除く)に住所を有する者」です。いちばん右の欄の「申請期間」は、「令和3年6月11日から同年7月11日まで」の1ヶ月間です。なお、申請期間については、漁業調整規則の規定により、原則1ヶ月以上とされています。

続いて、下段「手繰第3種なまこけた網漁業」について説明いたします。漁業種類の右の欄の「許可等をすべき船舶の数」は、当該漁業は、県が許可をする船舶等の数を制限する定数漁業ではないため、「定めなし」としています。その右の欄の「船舶の総トン数」は「3トン未満」、「推進機関の馬力数」は「定めなし」とし、従来通り制限を設けておりません。さらに右の欄の「操業区域」は、文言で表記するところとおりますが、24ページに図面を掲載しています。

「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は、従来どおり「10月1日から翌年の3月31日まで」の5ヶ月間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は、「当該共同漁業権の組合行使権者又は漁業権者が操業を認めた者」です。いちばん右の欄の「申請期間」は、許可の有効期間中は随時受け付けることとするため「周年」とします。

以下、次ページに続きますが、操業区域が異なるものの、その他の内容については同じです。

表の末尾、22ページをお開きください。備考の1は、制限措置の欄における「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいうことを記載しています。備考の2は、申請期間の欄における「周年」とは、許可の有効期間中に随時申請を受け付ける場合であることを記載しています。備考の3は、推進機関の馬力数について旧漁船法馬力数を適用する場合を記載しています。備考の4は、「この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。」とし、具体的には、従来どおりの操業時間や漁具の制限等の条件を付ける予定です。備考の5は、各漁業の許可の有効期間を記載しています。

以上が、小型機船底びき網漁業に関する説明です。

続いて、「いか棒受け網漁業」について、29ページをお開きください。先ほどの小型機船底びき網漁業と同様に、制限措置等に関する公示文です。次の30ページからが、具体的な公示する制限措置の内容（案）として、制限措置等の内容を記載しています。

まず、表のいちばん左の欄の「漁業の種類」は、「棒受け網漁業」で、その右の欄から具体的な制限措置の内容です。「漁業種類」は「いか棒受け網漁業」です。漁業種類の右の欄の「許可等をすべき船舶の数」について、漁業調整上の理由及び漁業者からの要望により、今回は37隻を上限とします。

その右の欄の「船舶の総トン数」は「5トン未満」、「推進機関の馬力数」は「定めなし」です。さらに右の欄の「操業区域」は、文言で表記するとこのとおりですが、31ページに図面を掲載しています。

30ページの表に戻って頂いて、「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は、要望に基づき「8月1日から9月30日まで」の2ヶ月間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は、「佐伯市（弥生、本匠、宇目、直川及び蒲江を除く）に住所を有する者」です。いちばん右の欄の「申請期間」は、「令和3年6月11日から同年7月11日まで」の1ヶ月間です。なお、申請期間については、漁業調整規則の規定により、原則1ヶ月以上とされています。

表の末尾をご覧ください。備考の1は、表中「定めなし」とした内容を記載しています。備考の2は、「この告示に係る許可の有効期間は、令和3年8月1日から同年9月30日までとす

る。」とし、従来どおり2ヶ月間とします。備考の3は、「この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。」とし、具体的には、従来どおりの操業時間や漁具の制限等の条件を付ける予定です。

以上が、いか棒受け網漁業に関する公示案となります。

最後に、許可の有効期間について、説明いたします。議案書の19ページをお開きください。「5 許可の有効期間の短縮」です。

知事許可漁業の許可の有効期間については、大分県漁業調整規則第15条第1項において規定されており、本日説明した「小型機船底びき網漁業」及び「棒受け網漁業」は5年間とされています。

一方、この期間については、同規則同条第2項により、本委員会の意見を聞いたうえで、漁業調整のため必要な限度において短縮することが可能とされています。

①小型機船底びき網漁業手繰第2種こぎ網漁業は、許可の有効期間を許可通知日から既存の許可の満了日である令和3年8月31日までの約1ヶ月間としています。こうすることで、制限措置の変更が生じた場合も、許可の更新に合わせた一斉切り替えが可能となるため、許可の有効期間を短縮するものです。

②いか棒受け網漁業は、許可の有効期間を令和3年8月1日から同年9月30日までの2ヶ月間としています。当該漁業は、入漁に係る漁業調整上の問題の有無について確認が必要であることから、従来より許可の有効期間を漁業期間の2ヶ月間に限定しており、今回も同様としております。

知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間についての説明は以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、第3号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

他にご意見もないようですので、第3号議案「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について（諮問）」は原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 ( 異議なし )

議長 異議がないようですので、第3号議案については原案のとおり異議ない旨知事に答申することといたします。

次に、第4号議案の「知事管理漁獲可能量の設定について」と第5号議案の「大分県資源管理方針の変更について」は関連がありますので一括して審議いたします。事務局から説明してください。

事務局長

それでは、第4号議案の「知事管理漁獲可能量の設定について」及び第5号議案の「大分県資源管理方針の変更について」、一括してご説明します。

議案書の32ページをお開きください。

大分県知事は、漁業法第16条第1項の規定に基づき、大分県に配分された漁獲可能量を大分県資源管理方針の中で設定された知事管理区分に配分する際に、それぞれの知事管理区分に対し、漁獲可能量を設定することになっています。

議案書の35ページをお開きください。大分県資源管理方針は、漁業法第14条第1項の規定に基づき、国が策定する資源管理基本方針に即して、各都道府県で定めることになっております。

今回の知事管理漁獲可能量の設定と大分県資源管理方針の変更にあたって、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

33ページと36ページには、大分県知事から本委員会あての諮問文の写しをつけております。

詳しい内容につきましては、担当する水産振興課からご説明申し上げます。

安部主任

水産振興課の安部でございます。まず「知事管理漁獲可能量の設定について」ご説明申し上げます。資料③をご覧ください。

知事管理漁獲可能量は改正漁業法第16条第1項に基づき、県知事が設定することになっています。具体的には、国から各都道府県に配分された特定水産資源、いわゆるTAC管理魚種について、漁業種類等で定めた知事管理区分に配分する数量を設定します。本県では現在、まあじ、まいわし、くろまぐろ小型魚・大型魚及びするめいかが該当しています。参考までに、これらの知事管理区分と区分ごとの漁獲可能量について表に載せています。

資料2ページをご覧ください。

このたび、くろまぐろ小型魚及び大型魚における大分県漁獲可能量に、国から追加配分がありました。くろまぐろ（小型魚）では当初配分0.7トンに対し3.0トンの追加、くろまぐろ（大型魚）では当初配分6.3トンに対し0.6トンの追加となっております。本県において漁獲されるくろまぐろは混獲程度でわずかであ

ることから、漁業種類別、海域別で数量は定めず、全量をそれぞれ、くろまぐろ（小型魚）漁業区分及びくろまぐろ（大型魚）漁業区分に追加配分する予定です。

なお、くろまぐろの令和3管理年度は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間となっています。

続きまして、「まさば及びごまさば太平洋系群における知事管理漁獲可能量の設定について」ご説明いたします。

令和3年4月26日に行われた国の水産政策審議会にて、新たにまさば及びごまさば太平洋系群が特定水産資源に指定され、大分県におけるまさば及びごまさばの漁獲可能量として現行水準が通知されました。現行水準とは、漁獲量の少ない都道府県・管理区分について、配分数量を明示せず、漁獲努力量を通じて管理を行う方法をいいます。

これに伴い、本県では、「大分県まさば及びごまさば漁業区分」として県下で1つの管理区分とし、漁獲可能量も現行水準とする予定です。

また、まさば及びごまさば太平洋系群における令和3管理年度は、令和3年7月1日から令和4年6月30日までの期間となっています。その他、参考として資料3ページと4ページに国からの漁獲可能量の通知、5ページにまさば及びごまさばの過去の漁獲実績、6ページ以降に法律の関連部分の抜粋を記載しています。続きまして、「大分県資源管理方針の変更について」ご説明いたします。議案書の37ページをご覧ください。こちらは、大分県資源管理方針の新旧対照表になります。

まさば及びごまさば太平洋系群について、新たに大分県資源管理方針の別紙に新設するため、第8の「個別の水産資源についての具体的な資源管理方針」の記載における赤字部分、「別紙1-5 するめいか」を「別紙1-6 まさば及びごまさば太平洋系群」に改めております。

議案書38ページをご覧ください。まさば及びごまさば太平洋系群について、別紙1-6を新設しております。第1で特定水産資源の名称、第2で知事管理区分とその管理の手法を記載しています。対象者は大中型まき網漁業などの大臣管理区分に属する漁業を除く、県内在住のすべての漁業者となります。第3で、知事管理区分は先ほどご説明したとおり県下全体で1つとする予定です。本県では、すでに特定水産資源に指定されているまいわしとするめいかは現行水準に該当しており、さば類もこれらと同様に、漁獲努力量の指標は漁船の隻数とする予定です。

もどりまして、議案書 37 ページをご覧ください。

大分県資源管理方針のくろまぐろ小型魚・大型魚には、それぞれサイズの定義を記載しておりますが、この部分について削除する予定です。理由として、本県の資源管理方針におけるくろまぐろのサイズの定義については、国の資源管理基本方針に即していることから、仮に国のくろまぐろのサイズの定義が変更された場合に、それに合わせて本県の定義も変更する必要が生じます。この場合、変更までの期間中に国と県で異なる定義が存在することになるため、国から本県の資源管理方針におけるくろまぐろのサイズの定義について削除するよう指導があり、該当部分について削除するものです。

以上でございます。

議長 　　ただいま事務局から説明がありました。ご質問・ご意見があればお伺いします。

よろしいですか。ご意見はございませんか。

それでは、まず、第4号議案についてお諮りいたします。第4号議案については原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 　　（ 異議なし ）

議長 　　異議がないようですので、第4号議案については、原案のとおり異議ない旨を知事に答申することとします。

次に、第5号議案については、原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 　　（ 異議なし ）

議長 　　異議がないようですので、第5号議案については、原案のとおり異議ない旨を知事に答申することとします。

次に、第6号議案の「別府湾南部海域における「まきえ船釣り等」の承認について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 　　議案書の39ページをお開きください。

3月12日に開催した第27回委員会で、別府湾南部海域におけるまきえ船釣り等の禁止についての委員会指示の発出が決定されたことから、ただし書に基づく承認申請があったものでござい



す。

今回は各団体等から計346件の申請が出ております。

次の40ページに年度当初の申請件数を載せています。合計欄をご覧くださいますと昨年度に比較しまして、29件減少しております。

次に42ページをご覧ください。ここに平成23年度からの年度別の承認実績の推移を載せていますが、一番下の総計欄に記載していますように承認件数は年々減少しており、令和2年度実績は405件で平成23年度の57%となっております。特に船釣り団体構成員からの申請が433件から229件で、大幅な減少となっております。例年、年度初めの委員会で申請の承認を審議していただきまして、途中で申請が出た場合は、適宜承認のうえ本委員会に報告することとなっております。

ご参考のために、43ページから48ページには3月31日に発出した委員会指示の写しと4月1日に調印された漁場利用協定の写しを載せております。以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第6号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

ご意見もないようですので、第6号議案については原案のとおり申請を承認することにご異議はありませんか。

委員一同 ( 異議なし )

議長 異議がないようですので、第6号議案については原案のとおり承認し、申請者に対して承認証を交付することといたします。

以上で予定していた議案は終わりましたが、何かこの機会にご意見等がありましたらお伺いしたいと思います。ありませんか。なければ、これもちまして本日の委員会を終了します。

事務局長 ご審議お疲れ様でした。

以上、第22期大分海区漁業調整委員会第2回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和3年5月20日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員